

京都府公安委員会告示 第 180 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のと
おり告示する。

令和 7 年 11 月 6 日

京都府公安委員会

委員長 池坊 由紀

- 1 聴聞の期日 令和 7 年 11 月 13 日
- 2 聴聞の場所 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町
85番地3
京都府警察本部 聴聞聴取会場